

平成28年度 雲南市立保育所・認定こども園保育料徴収基準額表

階層区分	児童の属する世帯の階層区分 定義	月額（円）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層 (A1)	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 (B2)	市民税 非課税世帯	3,600	3,600	3,600	3,600
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0
第3階層 (C3,D3)	所得割課税額48,600円未満	7,800	7,600	9,900	9,700
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400	3,300	4,450	4,350
第4階層 (D4)	所得割課税額97,000円未満	12,000	11,700	16,200	15,900
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	6,000	5,850	8,100	7,950
	所得割課税額77,101円未満				
第5階層 (D5)	市民税 課税世帯 所得割課税額97,000円以上169,000円未満	24,900	24,500	24,900	24,500
第6階層 (D6)	所得割課税額169,000円以上301,000円未満	36,600	36,000	34,800	34,200
第7階層 (D7)	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	48,000	47,200	42,400	41,600
第8階層 (D8)	所得割課税額397,000円以上	52,000	51,200	45,500	44,700

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等(調整控除額・税額調整措置の額は除く)の税額控除前の税額で

※小学校就学前(0歳～5歳)の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満(所得割課税額が57,700円未満)の世帯は、多子軽減に伴う多子計算(子どものカウント対象)の年齢制限を撤廃
小学生(6歳)以上でも第1子となります。

※その他雲南市独自減免は継続。

①5歳児の月額保育料の上限を26,000円とします。

②土曜減免

当該年度にすべての土曜日を休所(預けない)する場合、上記保育料の2割を減免します。

③第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

※階層区分下段の()部分が保育料決定通知に記載されています階層となります。

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。